

「手話言語法（仮称）」の早期制定についての意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、ろう者にとって、日常生活や社会生活を営む上で、コミュニケーション重要な手段となっている。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」では、「言語」は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義されており、手話は言語として国際的に認知されている。

我が国では、平成23年8月に障害者基本法を改正し、手話が言語に含まれることを明確化するとともに、本年1月には当該条約を批准したところである。

こうした中、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知するとともに、ろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して自由なコミュニケーションを享受できるような社会環境を整備することが求められている。

よって、国におかれては、上記の趣旨を踏まえた「手話言語法（仮称）」の早期制定に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

愛知県稲沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官